

第 五 番

保存期限 十年		決裁指定	局長	決行指定	大臣 委		主務局長		次官 委		政務次官		事務次官		參與官		書記官		審案 筆記者		
受領 番 號		件 名		事務次官 參與官 回 付		決裁 後 連帶 課 名		決行(決裁)後 回覽課 名		起元廳(課)名		交 通 課		陸 軍		陸 軍					
昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	
了結		領受		出 提		領受		號 番		交通施第二號		局長		主務		次官		政務		事務	
昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	
(裁決)行決		回 覽		後 覽		連 帶		局長		局長		局長		局長		局長		局長		局長	
長 局		長 局		長 局		長 局		長 局		長 局		長 局		長 局		長 局		長 局		長 局	
主務課員		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官		主務副官	

陸普

副官ヨリ逓信省電務局長へ回答

一月二十日附電無第六七號ヲ以テ御來照ニ係ル首題ノ趣電省別段
支障無之ニ付及回答候

陸普第七二四號

昭和五年二月六日



0973 0974



電無第六七號

昭和十五年一月廿日

以高見義

多トナル

交通課



ル件

ニ關ス

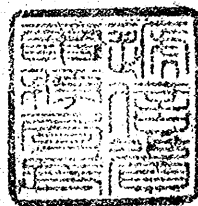
右ニ關シ左記ニ依リ周波數割當致度候處貴省御支障ノ有無御回報相煩度候

支障無之

昭和十五年
通信課

空中線電力 〇・五 KW

ツク固定通信用



遞信省

(甲)

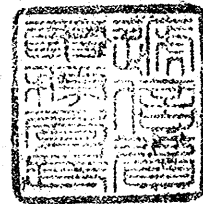
日本標準規格 B5判

0974

電無第六七號

昭和十五年一月廿日

遞信省電務局長



陸軍省整備局長殿

ヤップ及トラック郵便局周波數割當ニ關スル件

右ニ關シ左記ニ依リ周波數割當致度候處貴省御支障ノ有無御回報相煩度候

記

一ヤップ郵便局

(イ) 施設者名 南洋廳

(ロ) 施設ノ目的 對パラオ、サイパン並トラック固定通信用

(ハ) 空中線電力 ○・五 KW

遞信省

(甲)

日本標準規格B5判

5260

二
トラツク郵便局

(ニ) 使用周波數 A_1 七五四〇 KC

(イ) 施設者名 南洋廳

(ロ) 施設ノ目的 對パラオ竝附近離島氣象觀測所固定通信用

(ハ) 空中線電力 對離島氣象觀測所 1 KW 〇・二 KW

(ニ) 使用周波數 對離島氣象觀測所用 A_1 〇・八八〇 KC A_1 五三七〇 KC

遞
信
省

(甲)

日本標準規格B5判